

久が原ルール(震災)チェックシート

<使い方>

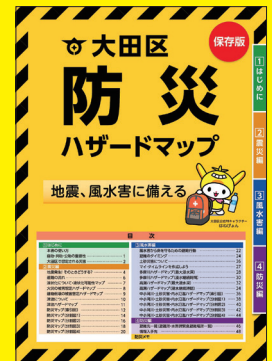
- このシートは、地域防災活動における久が原ルール「発災後24・72時間」を実践するために取り組むべき“平常時の備え”と“災害時の対応”を、『自助編』『近助編』『共助編』に分けて一覧にしたものです。各項目をチェックして、防災対策に役立てましょう!
- このシートは、『わが家の防災チェックブック』、大田区防災ハザードマップ(大田区防災危機管理課発行)とセットでお使いいただくことを前提にしています。

※わが家の防災チェックブック・大田区防災ハザードマップは、大田区防災危機管理課及び久が原特別出張所窓口で配布しています(無料)。大田区ホームページからダウンロードすることもできます。

検索手順 大田区ホームページ ▶生活情報 ▶地域社会 ▶防災・防犯 ▶各種パンフレット

わが家の防災チェックブック

検索



※このチェックシートに記載している内容は、各家庭や地域で取り組む防災対策の一例です。自由に書き足しながら、自分だけのオリジナルのチェックシートをつくりましょう!

STEP1 『チェックする』(Check)



項目を見て、取り組みができていないものをチェックします。

STEP2 『計画する』(Plan)



チェックできなかった項目を中心に、家族で対策を話し合いながら、計画を立てます。

STEP4 『見直す』(Review)



やってみて足りなかった点や気づいた点などを書き足します。

STEP3 『行動する』(Do)



計画を立てた内容に沿って、実際に行動します。

久が原地区地域防災協議会(平成30年3月作成)
 (事務局) 久が原特別出張所 住所:大田区久が原4-12-10
 電話:03-3752-4271 FAX:3752-4514

久が原地区地域防災協議会

検索



①『自助』編

対象：各家庭、個人

『自助』(=self-help)：自らの命を自らで守ること

□ 平常時の備え

No	内容	わが家の防災チェックブック	✓
1	建物の耐震化	No.2『わが家の耐震チェックポイント』	<input type="checkbox"/>
2	家具等の転倒防止	No.3『室内を安全にする!』	<input type="checkbox"/>
3	窓ガラス等の飛散防止	No.3『室内を安全にする!』	<input type="checkbox"/>
4	在宅避難のための家庭内備蓄	No.4『家庭内備蓄』	<input type="checkbox"/>
5	非常持出品の用意と避難経路の確認	No.7『避難行動のポイント』	<input type="checkbox"/>
6	ご近所にある消火資機材の場所を把握	No.8『地震による火災延焼を阻止する!』	<input type="checkbox"/>
7	地域の防災訓練に参加する	No.15『地域の防災活動に参加しよう』	<input type="checkbox"/>
8	家族の緊急連絡先や安否確認方法、集合場所を決める	巻末『わが家の防災メモ』	<input type="checkbox"/>

□ 災害時の対応

No	内容	わが家の防災チェックブック	✓
1	自分の身を守る『命を守る3動作』	No.5『自宅にいるとき地震が発生したら』 No.6『外出中に地震が発生したら』	<input type="checkbox"/>
	内容		<input checked="" type="checkbox"/>
2	火元の確認(調理器具や電化製品) → 出火がある場合は、消火器等による消火		<input type="checkbox"/>
3	窓や戸を開け出口を確保する		<input type="checkbox"/>
4	自分や在宅の家族のけがの有無、安否を確認する → 重度のけががある場合、『119』通報または、『緊急医療救護所』へ搬送 ◆ 発災～72時間 まで開設する『緊急医療救護所』 ・荏原病院(東雪谷4-5-10) ・大田池上病院(池上2-7-10) ◆ 発災～72時間 まで開設する『軽症者救護所』 ・東調布第一小学校(田園調布南28-7)		<input type="checkbox"/>
5	ライフライン(電気、ガス、水道、通信)の確認		<input type="checkbox"/>
6	玄関に世帯の安全を知らせるためのタオルを掲出 (掲出方法は巻末参照)		<input type="checkbox"/>
7	災害情報の収集 → テレビ、ラジオ、インターネット等により確認		<input type="checkbox"/>
8	電化製品のコンセントを抜き、 ブレーカーを落とす (自宅から離れて避難する場合)		<input type="checkbox"/>
9	家族への置き手紙(自宅から離れて避難する場合)		<input type="checkbox"/>

③『共助』編

対象：自治会本部

『共助』(=mutual assistance):自らの地域を自らで守ること

□ 平常時の備え

No	内容	✓
1	自治会本部の資機材準備 → <input type="checkbox"/> 大型地図 <input type="checkbox"/> 模造紙 <input type="checkbox"/> 壁面シート <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> PHS <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	通信機器の定期的な確認 →PHSの電池、無線機のバッテリー及び通信訓練	<input type="checkbox"/>
3	自治会本部の体制づくり →参集人員や参集基準の決定、連絡網の作成等	<input type="checkbox"/>
4	まちなかでの初期消火や安否確認、情報伝達 をとり入れた防災訓練の実施	<input type="checkbox"/>
5	スタンドパイプや可搬ポンプ等の資機材の確認 →格納場所の鍵や使用方法の周知	<input type="checkbox"/>
6	消火機材を使用するための水利の確認 →消火栓、防火水槽等	<input type="checkbox"/>
7	年1回、訓練をとおして、災害時の自治会本部の動きを実践する。	<input type="checkbox"/>

□ 災害時の対応

No	内容	✓												
1	自治会本部の設置 → <input type="checkbox"/> 大型地図 <input type="checkbox"/> 模造紙 <input type="checkbox"/> 壁面シート <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> PHS <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
2	特別出張所及び自治会間で自治会本部の開設の連絡 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>PHS イエデンワ番号</th> <th>無線機通信コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会本部(自治会)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拠点本部(学校)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>久が原特別出張所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	PHS イエデンワ番号	無線機通信コード	自治会本部(自治会)			拠点本部(学校)			久が原特別出張所			<input type="checkbox"/>
施設	PHS イエデンワ番号	無線機通信コード												
自治会本部(自治会)														
拠点本部(学校)														
久が原特別出張所														
3	被害情報の収集と整理 → 大型地図への落とし込み、ホワイトボードや壁面シートに時系列の整理	<input type="checkbox"/>												
4	消火資機材の準備 →スタンドパイプや可搬ポンプを準備する	<input type="checkbox"/>												
5	安否確認の集計を行い、拠点本部へ伝達する 拠点本部: _____ 学校 連絡先: _____	<input type="checkbox"/>												
6	被害情報に基づき、消火活動や救出救助活動を行う	<input type="checkbox"/>												

久が原ルール「タオル掲出方法」

◆タオル掲出で、災害時、無事を知らせます。

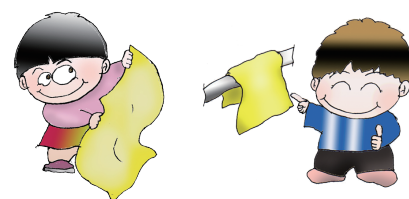
タオルは、在宅している家族が無事であることを表す目印です。

- 震度5強以上の地震が起きたとき、そのとき家にいる家族が全員無事なら、玄関先にタオルを掲出してください。
- 掲出するタオルは、何でもかまいません。
(自宅にあるタオルでも、「久が原安否確認タオル」でも結構です。)
- タオルは、門扉にかけて洗濯ばさみでとめたり、扉や郵便受けにはさんだり、外からよく見えるところに掲出してください。

タオルの掲出が、地域の安否確認の時間短縮になります。

タオルの掲出により、「今いる家族は無事です！」というメッセージを発信することができます。

この行動により、わざわざ訪ねなくても、外から一目で無事であることがわかり、自主防災組織等による地域の安否確認をスムーズに実施することができ、救助・救援が必要な方の早期発見につながります。



タオルがないと…

応答があるまで、無事かどうかわかりません。

タオルがあれば…

訪ねずに、次のお宅の確認に移ることができます。

久が原地区 防災情報

◆地域の防災訓練に参加しましょう!

久が原地区では、各自治会及び自治会合同での防災訓練を活発に行っています。

いざというときには、日ごろからの備え(自助)やご近所同士での助け合い(近助)、自治会全体での助け合い(共助)が大変重要です。

どなたでもご参加いただけます。奮ってご参加ください!

防災訓練の案内は、[久が原地区防災訓練](#)

検索



◆「大田区防災ポータル」をご活用ください!

避難所に関する情報やハザードマップについては、「大田区防災ポータル」からご確認ください。

※「わがまち防災ネット」は、現在「大田区防災ポータル」へリニューアルされております。2次元コードはコチラをご利用ください。



久が原ルール「発災後 24・72時間」

地域防災活動における久が原ルール「発災後 24・72時間」

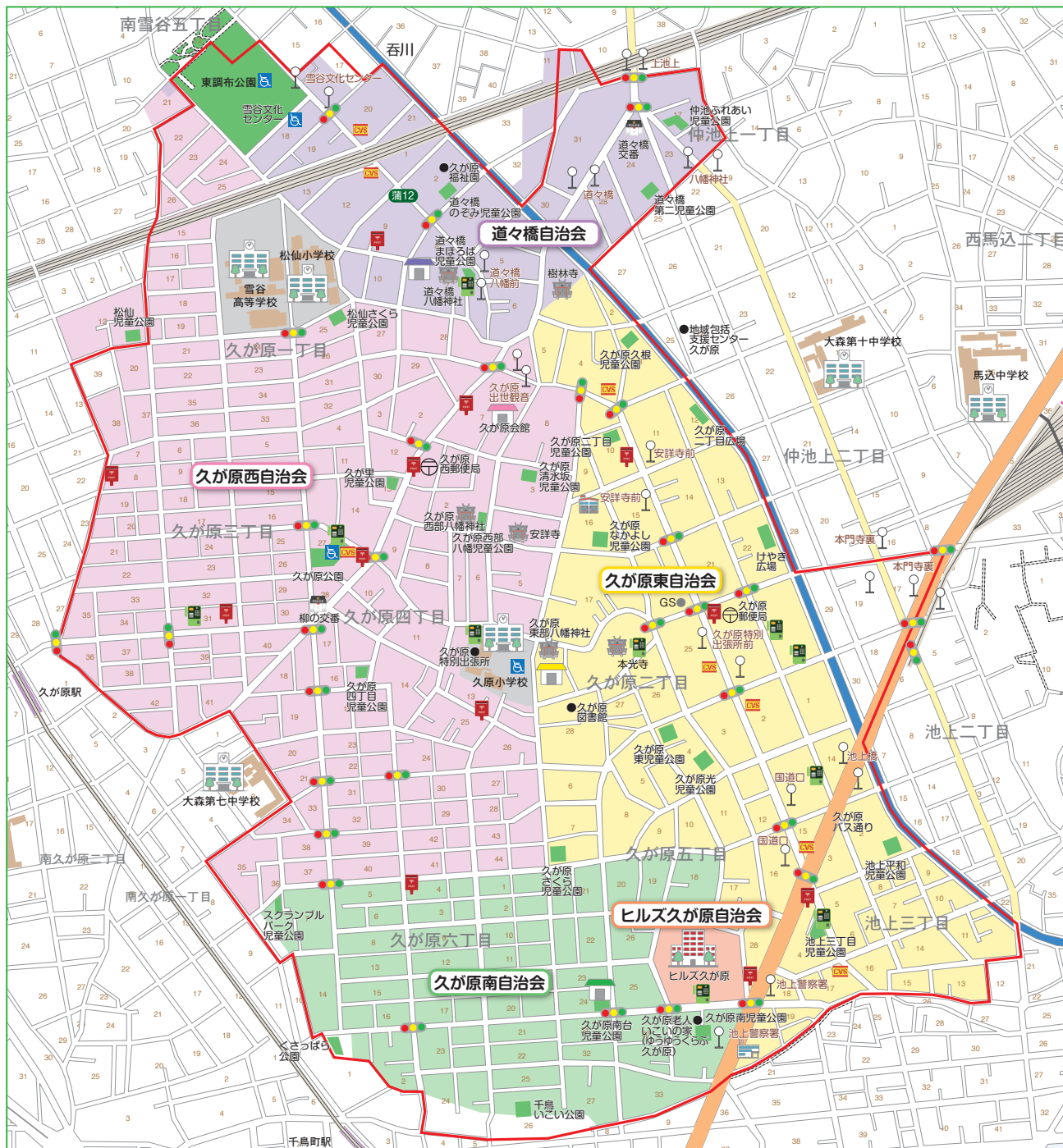
		自助	近助	共助	公助	
		まちなか			防災拠点活動	地区全域
関係団体など	災害時に生き抜く備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自 ● 各家庭 ● 事業所・企業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅の前後左右 (集合住宅は自宅の上下も) ● 事業所・企業の前後左右 ● 自治会の班エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会 (連合会を含む) ● 商店街 ● 民生委員児童委員協議会 ● 青少対 ● ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会 ● PTA ● 民生委員児童委員協議会 ● ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別出張所 ● 学校 ● 地域包括支援センター ● 児童館・保育園 ● 久が原福祉園 ● 警察 ● 消防署・消防団
	平常時	<ul style="list-style-type: none"> 1 家屋等を耐震補強する 2 家具等の転倒防止を行う 3 窓ガラスの飛散防止を行う 4 備蓄、非常持出し袋、日常携帯品を準備する 5 ヘルプカードを携行する 6 防災訓練に必ず参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 1 普段からあいさつを交わす 2 回覧板を手渡しする 3 自治会の班長を把握する 4 ご近所の防災資源を把握する 5 自宅周辺の弱みと強みを把握する (ご近所点検) 6 防災訓練に誘い合う 	<p>地域防災力を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 各団体が自ら活動のできる準備を行う (防災体制の再点検、人材や資器材の確保、実践的訓練) 2 各団体が総力戦で災害に立ち向かえる態勢をつくる (地域防災協議会の充実) 3 各団体が相互連携する実践的な防災訓練 (まちなか訓練等) を実施する 4 各団体が構成員に対し、地域防災対策を普及啓発する 	<p>真に必要な防災拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 発災当初から防災拠点の活動に協力できる地域の人材を確保する 2 拠点会議、開設・運営訓練、マニキュアル見直し等の活動へ積極的に参加する 	<p>公助の限界と責任を地域で共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地区内の行政機関相互の連携を強化する 2 各行政機関の防災計画等を地域の中で共有する 3 各行政機関の責任と役割を明確にし、地域防災活動との具体的な連携・協力方法をとりまとめる 4 訓練等、地域防災活動に各行政機関が積極的に参加・協力する

	<p style="text-align: center;">災害時</p>		<p style="text-align: center;">自分と家族の命を守る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 命を守る3動作を行う 2 家族の安否を確認する 3 安全を表すタオルを掲出する 4 災害情報を収集する 5 火の元確認と初期消火を行う 6 窓や戸を開け出口を確保する 		<p style="text-align: center;">ご近所防災の実践</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 近所の安否を確認する 2 救出救助活動を行う 3 初期消火活動を行う 4 災害情報を自治会本部へ伝える 5 相互に協力して避難する 6 相互に協力して防犯活動を行う 		<p style="text-align: center;">地域の総力で地域を守る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各団体が単独で機能する(本部運営、情報の収集と伝達、安否確認、初期消火、救出救助、避難、防犯活動など) 2 同一エリア内及び隣接団体が相互に協力してまちなか防災に取り組む 3 各団体が防災活動拠点と連携してまちなか防災に取り組む 		<p style="text-align: center;">拠点を最大限に機能させる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者が発生した場合、避難者の受け入れや避難所運営を支援する 2 拠点本部に災害情報を届け、拠点から必要な情報を持ち帰る 3 各団体代表者が調整場で地域内の応急対策に係る調整・決定に参加する 4 調整場での合意形成に各団体が積極的に協力する 		<p style="text-align: center;">発災当初から責任を果たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画等に基づき各行政機関が応急活動を実施する 2 特別出張所と区立学校は、発災当初から各情報拠点機能を担う 3 防災関係機関（警察署と消防署、消防団）は活動にあたり、特別出張所及び各防災拠点と連携する 4 <u>児童館・保育園は拠点に情報提供を行う</u> 5 調整場での合意形成に各団体が積極的に協力する
<p style="text-align: center;">24時間</p>		<p style="text-align: center;">24時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">24時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">24時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">24時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">24時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>	
<p style="text-align: center;">72時間</p>			<p style="text-align: center;">72時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">72時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">72時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">72時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>		<p style="text-align: center;">72時間の活動は必要に応じて継続的に実施する</p>

地域団体の代表は発災72時間後に久が原特別出張所へ集合し、災害対策のため情報共有及び相互支援を行う。

久が原地区自治会区域・本部

管内区域図



自治会本部連絡先一覧

自治会	事務所	住所	連絡先
久が原東自治会	久が原東部八幡神社社務所	久が原 2 - 18 - 4	3752 - 0717 (電話)
久が原西自治会	久が原会館	久が原 2 - 7 - 11	3752 - 9500 (電話)
久が原南自治会	久が原クラブ(久が原南自治会館)	久が原 5 - 24 - 7	3753 - 5138 (電話)
道々橋自治会	道々橋八幡神社社務所	久が原 1 - 7 - 9	3754 - 3361 (FAX)
ヒルズ久が原自治会	ヒルズ久が原管理棟	久が原 5 - 27	3753 - 9820 (電話)